

## 第90回定時株主総会

# 招集ご通知

### 開催日時

2022年5月24日（火曜日）

午前10時30分（受付開始午前10時）

△開始時間、受付開始時間が前年とは異なりますので、お間違えのないようご注意ください。

### 開催場所

神奈川県横須賀市日の出町1丁目5番地

**ヴェルクよこすか（横須賀市立勤労福祉会館）6階ホール**

△本年は会場が変更になっております。末尾掲載の案内図をご参照ください。

### 議案

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件
- 第5号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

### 議決権行使期限

2022年5月23日（月曜日）午後6時まで

株式会社さいか屋

証券コード：8254

証券コード 8254  
2022年5月9日

株 主 各 位

川崎市川崎区日進町1番地  
**株式会社さいか屋**  
取締役社長兼 山野井 輝夫  
社長執行役員

## 第90回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第90回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご案内申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大の状況を踏まえ、当日はできるだけご出席を自粛いただき、書面による議決権の行使をお願いいたします。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年5月23日（月曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 2022年5月24日（火曜日）午前10時30分  
(受付開始午前10時)
2. 場 所 △開始時間、受付開始時間が前年とは異なりますので、お間違えないようご注意ください。  
神奈川県横須賀市日の出町1丁目5番地  
ヴェルクよこすか（横須賀市立勤労福祉会館）6階ホール  
△本年は会場が変更になっております。  
末尾掲載の案内図をご参照ください。
3. 目的事項  
報告事項
  - 1 第90期（2021年3月1日から2022年2月28日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  - 2 第90期（2021年3月1日から2022年2月28日まで）計算書類報告の件

## 決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件
- 第5号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

以上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、紙資源節約のため、本招集ご通知をお持ちくださいますようお願い申し上げます。
  - ◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.saikaya.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。なお、本招集ご通知の提供書面に記載しております連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査役が会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。
  - ◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.saikaya.co.jp/>) に掲載させていただきます。

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染が拡大している状況を踏まえて、株主様の安全確保および感染拡大防止のために、**株主様には可能な限り書面による議決権の事前行使をお願い申し上げるとともに、株主総会にご来場される株主様におかれましては、マスク着用などの感染拡大防止対策をお願い申し上げます。**

併せて、当社の判断に基づき、株主総会会場において株主様の安全確保および感染拡大防止のために必要な措置を講じる場合もございますので、ご協力のほどお願い申し上げます。

## 事業報告

(2021年3月1日から  
2022年2月28日まで)

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当連結会計年度の事業の状況

##### ①事業の経過及び成果

当社の営業面では、2021年2月21日に閉店した横須賀店を、2021年3月6日に新生横須賀店「SAIKAYA YOKOSUKASHOPPING PLAZA」(以下、「横須賀店」という)としてリスタートしました。さらに横須賀店では、2021年5月17日より5階・6階フロアがコロナワクチン接種会場となったことにより入店客数が増加、ワクチン接種を受けられた方限定の特別サービスを継続しておこなっております。また、2021年10月20日に「娯楽の殿堂 さいか屋eSTAGE」、「サロン・ド・AFC」、「100円ショップSeria (セリア)」がオープンし、お客様から好評を得ております。藤沢店では、お客様の利便性向上、及び国内で進むキャッシュレス化への対応を図るため2021年5月26日より、国内6ブランドの「コード決済サービス」を導入、2021年9月30日の緊急事態宣言解除以降、オケージョン需要の高い服飾雑貨・衣料品の売上高が回復基調となり、売上高は年間を通して前年実績を上回る結果となりました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大によるまん延防止等重点措置(2021年4月20日から7月21日まで及び2022年1月21日から3月21日まで)、緊急事態宣言(2021年8月2日から9月30日まで)により外出自粛期間が長期にわたったこともあり、全店舗で計画した売上高を下回る結果となりました。

一方、費用面におきましてはローコストオペレーションを推進し、各種経費の削減と合理化に努めるとともに、効果的な経費運用に取り組みました。さらに、前年度に実施した希望退職に伴う人件費の減少も加わり、販売費及び一般管理費の合計は、前年同期比86.9%となりました。

この結果、当連結会計年度の連結業績に関しましては、売上高は13,814百万円(前連結会計年度比92.1%)、営業損失は348百万円(前連結会計年度は営業損失639百万円)、経常損失は464百万円(前連結会計年度は経常損失732百万円)、親会社株主に帰属する当期純損失は509百万円(前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純損失846百万円)となりました。

セグメントの業績については、当社グループは百貨店業の単一セグメントのため、記載しておりません。

なお、当社の店別売上高及び商品別売上高は次のとおりであります。

#### 店別売上高

店 別	金 額	構 成 比	前 期 比
藤 沢 店	8,379 百万円	62.9 %	105.0 %
横 須 賀 店	4,181	31.4	72.0
川 崎 店	753	5.6	99.5
計	13,314	100.0	91.6

注記 上記のほかに、テナント等の諸収入486百万円があり、売上高及び諸収入の合計額は13,800百万円（前期比92.1%）であります。

#### 商品別売上高

商 品 別	金 額	構 成 比	前 期 比
衣 料 品	2,950 百万円	22.2 %	93.0 %
身 回 品	1,178	8.9	86.8
雑 貨	1,992	15.0	93.7
家 庭 用 品	308	2.3	72.5
食 料 品	6,112	45.9	90.7
食 堂 ・ 喫 茶	250	1.9	98.0
そ の 他	521	3.9	111.9
計	13,314	100.0	91.6

#### ② 設備投資及び資金調達の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は206百万円で、その主なものは建物の維持管理及び百貨店業の改装工事等の投資であります。これらの資金は、自己資金によりまかなっております。なお、有形固定資産の他、無形固定資産への投資も含めて記載しております。

## (2) 財産及び損益の状況

### ① 企業集団の財産及び損益の状況

(訂正後)

区 分	第 87 期 (2018年度)	第 88 期 (2019年度)	第 89 期 (2020年度)	第 90 期 (当連結会計年度) (2021年度)
売 上 高 (百万円)	19,384	18,431	15,002	13,814
経 常 利 益 (△ 損 失) (百万円)	△157	△113	△732	△464
親会社株主に帰属する当期純利益 (△ 純 損 失) (百万円)	△153	△121	△846	△509
1株当たり当期純利益 (△ 純 損 失) (円)	△49.22	△39.00	△271.35	△109.64
総 資 産 (百万円)	11,487	11,457	11,213	12,245
純 資 産 (百万円)	1,501	1,354	514	433
1株当たり純資産額 (円)	243.65	196.50	△72.74	△62.08

- 注記 1. 1株当たり当期純利益(△純損失)は、期中平均発行済株式総数(自己株式数を控除した株式数)により算出しております。
2. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数(自己株式数を控除した株式数)により算出しております。
3. 第87期、第88期及び第89期において会計上の誤謬が判明したため、企業集団の財産及び損益の状況については、当該誤謬の訂正後の数値を記載しております。なお、誤謬の訂正前の数値は次のとおりであります。

(訂正前)

区 分	第 87 期 (2018年度)	第 88 期 (2019年度)	第 89 期 (2020年度)
売 上 高 (百万円)	19,384	18,431	15,002
経 常 利 益 (△ 損 失) (百万円)	△157	△130	△732
親会社株主に帰属する当期純利益 (△ 純 損 失) (百万円)	△145	△130	△837
1株当たり当期純利益 (△ 純 損 失) (円)	△46.48	△41.97	△268.52
総 資 産 (百万円)	11,505	11,457	11,213
純 資 産 (百万円)	1,393	1,236	405
1株当たり純資産額 (円)	208.87	158.74	△107.67

② 当社の財産及び損益の状況  
(訂正後)

区 分	第 87 期 (2018年度)	第 88 期 (2019年度)	第 89 期 (2020年度)	第 90 期 (当期) (2021年度)
売上高 (百万円)	18,832	17,850	14,540	13,314
テナント及び 手数料収入 (百万円)	540	572	448	486
当期純利益 (△純損失) (百万円)	△153	△101	△829	△511
1株当たり当期純利益 (△純損失) (円)	△49.17	△32.47	△265.85	△109.96
総資産 (百万円)	11,004	11,017	10,844	11,934
純資産 (百万円)	1,348	1,221	398	316

注記1. 1株当たり当期純利益(△純損失)は、期中平均発行済株式総数(自己株式数を控除した株式数)により算出しております。

2. 第87期、第88期及び第89期において会計上の誤謬が判明したため、当社の財産及び損益の状況については、当該誤謬の訂正後の数値を記載しております。なお、誤謬の訂正前の数値は次のとおりであります。

(訂正前)

区 分	第 87 期 (2018年度)	第 88 期 (2019年度)	第 89 期 (2020年度)
売上高 (百万円)	18,832	17,850	14,540
テナント及び 手数料収入 (百万円)	540	572	448
当期純利益 (△純損失) (百万円)	△144	△110	△820
1株当たり当期純利益 (△純損失) (円)	△46.43	△35.44	△263.02
総資産 (百万円)	11,022	11,017	10,844
純資産 (百万円)	1,239	1,103	289

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 親会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	当社に対する議決権比率(%)			当社との関係
		直接保有分	合算対象分	計	
株式会社AFC-HDアムスライフサイエンス	2,131	37.22	13.14	50.36	役員 の 兼 務 等

注記 株式会社AFC-HDアムスライフサイエンスは、当社の議決権の37.22%を保有しております。また、同社と同一の内容の議決権を行使すると認められるものが当社議決権の13.14%を保有しており、株式会社AFC-HDアムスライフサイエンスは、当社の議決権の50.36%を保有する親会社であります。当社と株式会社AFC-HDアムスライフサイエンスは、2021年4月16日に資本業務提携契約を締結し、相互の企業価値の向上を図っております。当社は資本業務提携契約に基づき、株式会社AFC-HDアムスライフサイエンスとの緊密な協力関係を保ちながら事業展開する方針ですが、同社との関係で事業活動上の制約はなく、当社の独立性は十分に確保されております。

#### ② 親会社との間の取引に関する事項

##### イ. 当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

- ・当社は、親会社との間で資金の借入契約を締結しておりますが、当該取引の借入利率は、市場金利を勘案の上、合理的な判断に基づき決定しております。
- ・当社は、親会社の銀行借入について債務保証を行っておりますが、当該借入金は全額当社に融資されております。
- ・当社は、親会社から、当社が発行した商品券の保全措置に係る責務の保証を受けておりますが、これに伴う保証料は発生しておりません。

##### ロ. 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての当社の取締役会の判断及びその理由

当社は、親会社との取引が発生する場合には、取引の合理性と取引条件及び取引条件の決定方針の妥当性について取締役会で審議していることから、当社取締役会は、当該取引が当社の利益を害することはないと判断しております。

##### ハ. 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見 当該事項はありません。

## ③重要な子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	当社の出資比率 (%)	主要な事業内容
アルファトレンド株式会社	20	100	時計・宝石・貴金属製品卸売業
株式会社さいか屋友の会	20	100	前払式特定取引業

## (4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く経済情勢につきましては、感染症対策に万全を期し、経済社会活動を継続していく中で、各種政策の効果による経済の回復が待たれます。一方、感染症拡大による影響や、海外情勢の先行きの不透明感、原材料価格の上昇等、内外経済に与える影響は引き続き予断を許さない状況です。

このような状況の中、当社は7期連続で赤字を計上しており、早急な黒字化が喫緊の課題であります。当社は黒字化に向け、売上収益の拡大と経費節減に取り組んでまいります。当社は2022年10月20日に創業150年を迎えるにあたり、これまでのご愛顧に感謝を込めた取り組みである「創業150年記念企画」を2022年1月より実施し、既存顧客のロイヤリティ向上に加え、新たな顧客を創出することでお客様のすそ野を拡大してまいります。さらに、営業日数の増加、営業時間の拡大、外商員の増員などお客様との接点の強化にも努めることで前期実績を上回る売上高を目指してまいります。

経費削減については、DX化推進による間接業務の削減、店舗管理費用の削減など今まで以上に踏み込んだコスト見直しを実行していくとともに、間接業務の削減により生じる要員の適正配置をおこない人件費の効率的運用等に取り組んでまいります。なお、2022年8月期においては、2022年2月24日に開示した「資金の借入に関するお知らせ」のとおり、保証契約にかかる支払保証料の軽減効果を見込んでおります。

#### (5) 継続企業の前提に関する重要事項等

当連結会計年度の決算日において、引き続き営業利益以下赤字の状況が続いていることから、継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象または状況が存在しております。売上高については、新型コロナウイルス感染症の影響が2022年8月期第1四半期半ばまで継続するという前提で見通しを立てておりますが、昨年5月に実施した増資及び同6月に実施した既存金融機関から株式会社AFC-HDアムスライフサイエンスへの借入金借換により調達した資金にて十分な流動性を確保しております。また、昨年8月26日に行った業績下方修正における経常利益見通しに対しても上向きに転じ、これに伴い2022年8月期の資金繰り見通しについても安定して推移することが見込まれることから、引き続き財務基盤は安定しているものと判断しております。

以上より前連結会計年度と同様、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないものと判断しております。

#### (6) 主要な事業内容 (2022年2月28日現在)

事業内容	主要業務
百貨店業	衣料品、食料品、雑貨、身回品、家庭用品等の販売
時計・宝石・貴金属製品の卸売業	時計・宝石・貴金属製品の納入

#### (7) 主要な営業所 (2022年2月28日現在)

##### ① 当社の主要な事業所

名称	所在地
本社	神奈川県川崎市川崎区日進町1番地
川崎店	神奈川県川崎市川崎区日進町1番地
横須賀店	神奈川県横須賀市大滝町一丁目13番地
藤沢店	神奈川県藤沢市藤沢555番地
町田ジョルナ店	東京都町田市原町田六丁目6番14号

##### ② 主要な子会社の事業所

名称	所在地
アルファトレンド株式会社	神奈川県横須賀市大滝町一丁目9番地
株式会社さいか屋友の会	神奈川県川崎市川崎区日進町1番地

(8) 使用人の状況 (2022年2月28日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
144 名	△49 名

注記 1.使用人数には、グループ外への出向者(2名)は含まれておりません。  
2.使用人のほかに、契約社員及びパートタイマー 247名がおります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
135 名	△49 名	46.3 歳	19.8 年

注記 1.使用人数には出向者(2名)は含まれておりません。  
2.使用人のほかに、契約社員及びパートタイマー 239名がおります。

(9) 主要な借入先の状況 (2022年2月28日現在)

当社の主要な借入先の状況

借入先	借入額
株式会社AFC-HDアムスライフサイエンス	8,000 百万円
株式会社エーエフシー	625 百万円

注記 企業集団の主要な借入先として、当社の借入先の状況を記載しております。

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況（2022年2月28日現在）

#### ① 発行可能株式総数

普通株式	12,000,000株
A種優先株式	1,500,000株

#### ② 発行済株式の総数

普通株式	4,970,314株
A種優先株式	1,483,036株

#### ③ 株主数

普通株式	2,937名
A種優先株式	1名

#### ④ 大株主（上位10名）

##### イ. 普通株式

株 主 名	所有株式数	持 株 比 率
株式会社AFC-HDアムスライフサイエンス	1,837千株	37.08 %
浅 山 忠 彦	648	13.09
京 浜 急 行 電 鉄 株 式 会 社	463	9.35
さ い か 屋 取 引 先 持 株 会	295	5.96
株 式 会 社 横 浜 銀 行	133	2.70
株 式 会 社 S B I 証 券	98	1.99
山 田 紘 一 郎	79	1.60
寺 岡 聖 剛	66	1.34
宝 天 大 同	38	0.78
株 式 会 社 デ ザ イン アー ト セ ン ター	37	0.76

注記 持株比率は自己株式（15,932株）を控除して計算しております。

##### ロ. A種優先株式

株 主 名	所有株式数	持 株 比 率
株 式 会 社 横 浜 銀 行	1,483千株	100.00 %

注記 当社が2010年3月31日に引受先を株式会社横浜銀行として発行した第三者割当によるA種優先株式について、2022年3月25日に、当該株式の全部を当社の親会社である株式会社AFC - HDアムスライフサイエンスが譲り受けました。

(2) 新株予約権等の状況  
該当事項はありません。

(3) 会社役員等の状況

① 取締役及び監査役等の状況

(2022年2月28日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役社長兼社長執行役員	山野井 輝 夫	
取締役執行役員	村 田 功 治	財務本部長
取締役執行役員	脇 田 篤 朗	横須賀店長
取締役執行役員	田 中 雄 大	藤沢店長
取締役執行役員	中 野 宏 治	営業本部副本部長兼営業企画部長
取締役	浅 山 雄 彦	株式会社AFC-HDアムスライフサイエンス代表取締役会長
取締役	須 賀 一 也	須賀公認会計士事務所代表 監査法人ネクステイ代表社員 オリエンタル機鋼株式会社社外取締役
常勤監査役	稲 毛 悟	
監査役	原 光 宏	株式会社横浜銀行常勤監査役 株式会社コンコルディア・フィナンシャルグループ監査役
監査役	森 勇	コモンズ総合法律事務所弁護士 東洋水産株式会社社外監査役

- 注記 1. 取締役須賀一也氏は、社外取締役であります。
2. 監査役原光宏及び森勇の両氏は、社外監査役であります。
3. 監査役原光宏氏は金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役須賀一也並びに監査役森勇の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届出ております。

## ② 事業年度中に退任した取締役

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位及び担当
岡本洋三	2021年5月24日	任期満了	取締役社長兼社長執行役員 営業本部長兼MD統括部長
田村茂樹	2021年5月24日	任期満了	取締役執行役員 企画開発本部長
高橋理一郎	2021年8月31日	辞任	取締役 R&G横浜法律事務所代表パートナー株式会社サンオータス社外取締役
井出陽一郎	2022年1月12日	辞任	取締役社長兼社長執行役員 営業本部長

## ③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、2016年5月24日開催の第84回定時株主総会で定款を変更し、各取締役(業務執行取締役であるものを除く)ならびに各監査役と、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

## ④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社並びに当社の子会社の取締役、監査役及び執行役員の全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、保険料は全額当社が負担しております。当該保険により被保険者が負担することになる第三者訴訟、株主代表訴訟及び会社訴訟において発生する訴訟費用及び損害賠償を補填することとしております。ただし、被保険者が私的な利益または便宜の供与を違法に得たことに起因する損害、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害等については、補填されない等の免責事由があります。

## ⑤ 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区分	員数	報酬等の総額
取締役(うち社外取締役)	11名 (2)	25百万円 (3)
監査役(うち社外監査役)	3 (2)	8 (3)
合計(うち社外役員)	14 (4)	33 (6)

- 注記 1. 当社の取締役及び監査役の報酬等の種類は、基本報酬のみとしております。  
 2. 上記には2021年5月24日開催の第89回定時株主総会終結の時をもって退任した2名及び同年8月31日、2022年1月12日に辞任した2名、合計4名を含んでおります。  
 3. 取締役報酬及び監査役報酬の限度額は、1988年5月26日開催の定時株主総会において取締役15,000千円(月額)、監査役1,500千円(月額)と決議いただいております。(使用人兼務取締役の使用人給与は含まない)当該株主総会終結時点の取締役の員数は14名(うち社外取締役は2名)、監査役の員数は2名です。

## ⑥ 取締役並びに執行役員の個人報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

### イ. 決定方針の決定の方法

- ・当社は、2021年2月18日開催の取締役会決議によって、決定方針を定めております。

### ロ. 決定方針の内容の概要

- ・役員の個人別月額報酬は、世間水準および会社業績(利益水準、自己資本比率、株式時価総額など)や、従業員給与とのバランスを考慮して、次の方法により決定する。

(1)取締役の個人別月額報酬は、株主総会で決定した報酬総額の限度内において取締役会で決定するものとし、取締役その他の第三者に委任することができない。

(2)執行役員(取締役を除く)の個人別月額報酬は、取締役会で決定する。

(3)取締役および執行役員の個人別月額報酬は、毎年見直すものとし、毎年5月に開催する定時株主総会と同日に開催する定時取締役会で決定する。

### ハ. 取締役及び執行役員の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役が判断した理由

- ・取締役及び執行役員の個人別の報酬内容の決定にあたっては、取締役会で決定方針との整合性を含めた検討を行った上で個別の報酬額を決議しているため、決定方針に沿うものであると判断しております。

## ⑦ 社外役員に関する事項

### イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・2021年8月31日まで取締役でありました、高橋理一郎氏は、R&G横浜法律事務所代表パートナー、株式会社サンオータスの社外取締役を兼務しております。なお、当社と同事務所および同社との間には特別な関係はございません。

- ・取締役須賀一也氏は、須賀公認会計士事務所代表、監査法人ネクスティの代表社員、オリエンタル機鋼株式会社社外取締役を兼務しております。なお、当社と各社との間には特別な関係はございません。

- ・監査役原光宏氏は、株式会社横浜銀行の常勤監査役、株式会社コンコルディア・フィナンシャルグループ監査役を兼務しております。なお、株式会社横浜銀行は当社の議決権を2.71%保有する大株主であります。

- ・監査役森勇氏は、コモンズ綜合法律事務所の弁護士であります。当社は、同事務所に所属する別の弁護士と顧問契約を締結しております。

また、同氏は東洋水産株式会社の社外監査役を兼務しております。なお、当社と同社の間には特別な関係はございません。

□. 当事業年度における主な活動状況

(1)社外取締役に関する事項

氏名	主な活動状況と社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
高橋 理一郎	当事業年度において開催された取締役会17回のうち9回に出席しており、主に弁護士としての専門的見地から取締役会の意思決定について適切で様々な助言・提言をおこなっております。
須賀 一也	当事業年度において開催された取締役会17回のうち17回すべてに出席しており、主に公認会計士・税理士としての専門的見地から、取締役会の意思決定について適切で様々な助言・提言をおこなっております。

注記 1. 社外取締役高橋理一郎氏は2021年8月31日辞任までの状況であります。

(2)社外監査役に関する事項

氏名	主な活動状況
原 光宏	当事業年度において開催された取締役会17回のうち17回、また、監査役会には14回のうち14回すべてに出席しており、主に出身分野である銀行業務を通じて培った専門的見地から、取締役会・監査役会の意思決定について適切で様々な助言・提言をおこなっております。
森 勇	当事業年度において開催された取締役会17回のうち15回、また、監査役会には14回のうち12回に出席しており、主に弁護士としての専門的見地から、取締役会・監査役会の意思決定について適切で様々な助言・提言をおこなっております。

## (4) 会計監査人の状況

## ① 会計監査人の名称

- ・ 監査法人アヴァンティア

(注) 2021年5月24日開催の第89回定時株主総会において、新たに監査法人アヴァンティアが当社の会計監査人に選任されたことに伴い、当社の会計監査人であったEY新日本有限責任監査法人は退任いたしました。

## ② 会計監査人に対する報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	
イ. 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬の額	26 百万円
ロ. 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬の額	—
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の 財産上の利益の合計額	26

注記 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前期の監査実績の分析・評価、監査計画における監査時間・配員計画、会計監査人の職務遂行状況、報酬見積の相当性などを確認し、当該期の会計監査人の報酬額については、会社法第399条第1項の同意をおこなっております。

## ③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

## ＜解任＞

1. 監査法人である会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事項に該当すると判断される場合は、監査役全員の同意により会計監査人を解任致します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告致します。
2. 監査法人である会計監査人が会社法、公認会計士法等の法令違反による懲戒処分や監督官庁からの処分を受けた場合、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任に関する議案の内容について検討し、解任することが妥当と判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任に関する議案の内容の決定をおこないます。

<不再任>

1. 監査法人である会計監査人が、監査品質、品質管理、独立性、その他総合的な監査能力等の観点から監査を適切に遂行することが困難と判断される場合、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人を再任しないことに関する議案の内容を検討し、再任しないことが妥当と判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人を再任しないことに関する議案の内容の決定をおこないます。

④ 当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人の当社の子会社の計算関係書類監査の状況

該当事項はありません。

⑤ 当該事業年度中に辞任した会計監査人に関する事項

該当事項はありません。

(5) 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況

I. 業務の適正を確保するための体制

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 取締役会は、事業経営の方針に関する事項等、取締役会規程に定める決議事項を審議・決議する機関であり、取締役会の中に社外取締役と社外監査役を選任することにより、取締役会の職務執行について、その適法性に関する監督機能の維持、向上をはかっております。

② 取締役会で、コンプライアンスの定義・必要性・体制、遵守すべき項目等について記載した「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、全役職員に反社会的勢力との関係遮断、個人情報保護等を含めた法令遵守の徹底をおこなっております。

③ 企画開発本部担当役員を委員長とする「コンプライアンス委員会」では、当社及び子会社のコンプライアンスに係る情報の審議をおこなうとともに、「経営会議」では、コンプライアンスに関する重要事項について、協議及び決定をおこなっております。

④ コンプライアンス上問題のある事項について、全職員等が、コンプライアンス担当部署や外部相談窓口へ直接報告できる体制とし、報告を受けた場合、コンプライアンス担当部署は、速やかに改善指導をおこなうとともに是正・改善措置を講じております。

⑤ 内部監査部署は執行部門から独立した取締役会直属組織とし、コンプライアンス体制等の有効性及び適切性について監査をおこなっております。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制  
取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理規程に基づき、株主総会議事録、取締役会議事録等の法定文書のほか、規程により各会議の議事録及びその他の文書等を保存・管理するとともに、取締役、監査役等が必要に応じて閲覧、謄写が可能な状態で保管管理しております。
3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - ① 取締役会で「リスク管理規程」を制定し、リスクの種類ごとのリスク管理部署及びリスク全体の統括部署を定めており、会社のリスクを識別・分析し必要な対応策を実行することにより事前防止を図るとともに、リスク発生時における体制や再発防止策の策定等について定めております。
  - ② 取締役会及び経営会議等では、「リスク管理委員会」を通じて、リスクの種類や内容に応じたリスク全般に関する報告を受けるとともに必要な決定をおこなっております。
  - ③ 内部監査部署は、リスク管理体制等の有効性及び適切性について監査をおこなっております。
4. 当社の取締役の職務の執行が効率的におこなわれることを確保するための体制
  - ① 業務の分掌及び職制並びに職務の権限に関する規程を制定しております。
  - ② 代表取締役、取締役、執行役員等によって構成される経営会議を設置しております。
  - ③ 取締役会及び経営会議において業績ほか、主要事項の進捗管理をおこなっております。
  - ④ 経営会議による中期経営計画、単年度計画の策定及び半期ごとの予算の設定をおこなっております。
5. 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
  - ① 当社の子会社の取締役、執行役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者（以下「取締役等」という）の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
    - ア. 当社は子会社管理規程を制定し、当該規程に基づき子会社における業務の適正を確保いたしております。

- イ. 子会社はすべて取締役会設置会社となっており、当社は子会社に取締役及び監査役を派遣し、子会社の業務の適正を監視する体制となっており、子会社の業務の状況等は当社の役職員が出席する子会社取締役会の中で報告されております。
- ② 当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - ア. 取締役会で制定した「リスク管理規程」を当社及び子会社共通の規程として定めております。
  - イ. 当社の取締役会及び経営会議等では、「リスク管理委員会」を通じて子会社のリスクの種類や内容に応じたリスク全般に関する報告を受けるとともに必要な決定をおこなっております。
  - ウ. 内部監査部署は、子会社のリスク管理体制等の有効性及び適切性について監査をおこなっております。
- ③ 当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的におこなわれることを確保するための体制
  - ア. 子会社は、取締役等の職務の執行を効率的におこなうための必要な規程類を整備しております。
  - イ. 子会社取締役会の中では、規程類に基づき子会社の業績ほか、主要事項の進捗管理等について報告することとしております。
- ④ 当社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ア. 子会社全役職員に対し当社及び子会社共通の「コンプライアンス・マニュアル」を配付し法令遵守の徹底をおこなっております。
  - イ. 当社及び子会社共通の「コンプライアンスに関する通報規程」により、その目的及び窓口、通報方法が子会社全役職員に周知されております。
- 6. 財務報告の適正性を確保するための体制  
当社及び子会社において財務報告の適正性を確保するため、取締役会で、「財務報告に係る内部統制の基本方針」を制定しております。
- 7. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項  
当社の監査役が必要とした場合、監査役の職務を補助する使用人を配置します。

8. 当社の監査役の職務を補助すべき使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項  
当該使用人の人事異動、懲戒等に関しては監査役の事前の同意を得ることとします。また取締役の指揮命令下に属さないものとし独立性を確保します。
9. 当社の監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項  
当社の監査役が必要とした場合の使用人は専任の従業員とし、監査役の職務を補助する人材を配置します。
10. 当社の監査役への報告に関する体制
  - ① 当社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告するための体制  
当社の取締役及び使用人は、法律の定める事項のほか、法令違反、その他のコンプライアンス上の問題等について、コンプライアンス担当部署を通じ当社の監査役へ速やかに報告する体制としております。
  - ② 当社の子会社の取締役等及び監査役並びに使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制  
当社の子会社の取締役等及び監査役並びに使用人またはこれらの者から報告を受けた者は、法律に定める事項のほか、法令違反、その他のコンプライアンス上の問題等について、当社のコンプライアンス担当部署を通じ当社の監査役へ速やかに報告する体制としております。
11. 当社の監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制  
当社及び子会社の全役職員については、「コンプライアンスに関する通報規程」等により当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことと定めております。
12. 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項  
当社は、監査役の請求に基づき、会社法第388条の定めにしたがい、必要な費用を支払うこととしております。

### 1 3. その他当社の監査役の監査が実効的におこなわれることを確保するための体制

- ① 監査役会または監査役は、代表取締役等と定期的に会合をもち、取締役の経営方針を確かめるとともに、当社が対処すべき課題、取り巻くリスク、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換をおこなうほか、監査法人とも同様に積極的な意見交換をおこなうとともに、内部監査部署とも連携をはかることとしております。
- ② 監査役は、その他の取締役及び使用人とも必要に応じて会合を持つなど、監査環境の整備をおこなっております。

## Ⅱ. 業務の適正を確保するための体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

### ① 取締役の職務の執行について

原則として月1回定例取締役会を開催し、法令や定款に定める事項、業務執行に関する決議をおこなうほか、代表取締役、取締役、執行役員等によって構成される経営会議を月1回開催し、経営体制や事業構造の改革等のテーマについて審議し取締役会の意思決定を補完しております。

### ② リスク管理体制について

リスク管理委員会を隔月1回開催し、グループ全体のリスクの発生状況について報告をおこなうとともに、その対策について検討をおこない、必要に応じた対応を実施いたしております。

### ③ コンプライアンス体制について

法令及び定款を遵守するため、コンプライアンス委員会を隔月1回開催し、当社及び子会社のコンプライアンスに係る情報の審議をおこなっております。また経営会議では、コンプライアンスに関する重要事項について協議及び決定をおこなっており、取締役会に定期的に報告をおこなっております。

また、当社及び子会社共通の「コンプライアンスに関する通報規程」により内部通報の窓口を設置し、その目的及び窓口、通報方法を社内に掲示し、相談・通報を受け付けております。また「コンプライアンス・マニュアル」を定期的に改訂し、子会社を含めた全役職員に配付し、法令遵守の徹底をおこなっております。

④ 内部監査の実施状況について

内部監査室が、取締役会で承認を受けた内部監査計画に基づき、当社及び子会社において定期監査及び臨時監査を適時実施し、代表取締役及び取締役会に報告をおこなっております。

⑤ 監査役の職務の執行について

監査役の監査体制につきましては、月1回監査役会を開催し、監査方針・監査計画の決定、職務の執行状況の報告をおこなうとともに、常勤監査役は経営会議等の重要な会議に出席し、監査役会等を通じて社外監査役との情報共有をおこなっております。

監査役は内部監査部門と監査計画策定、内部監査結果、その他問題点に関する情報交換・意見交換を随時おこなうとともに、実地調査をおこなっております。

また、社外取締役と監査役は定期的に情報共有や意見交換をおこなっております。

---

本事業報告に記載の百万円単位の金額並びに千株単位の株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。また、比率等は、表示桁未満の端数を四捨五入して表示しております。

## 連結貸借対照表

(2022年2月28日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>資 産 合 計</b>	<b>12,245,936</b>	<b>負 債 合 計</b>	<b>11,811,996</b>
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
<b>流 動 資 産</b>	<b>2,534,491</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>2,623,030</b>
現金及び預金	1,486,004	支払手形及び買掛金	975,727
売掛金	425,126	未払法人税等	16,370
商品	421,921	商品券	494,611
貯蔵品	43,718	賞与引当金	13,638
未収入金	107,851	商品券回収損引当金	635,320
その他	49,868	ポイント引当金	28,306
		その他	459,055
<b>固 定 資 産</b>	<b>9,711,445</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>9,188,966</b>
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>7,550,218</b>	長期借入金	8,655,000
建物及び設備	2,944,482	退職給付に係る負債	299,059
土地	4,563,475	資産除去債務	163,816
リース資産	12,427	その他	71,091
その他	29,833		
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>15,960</b>	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>433,939</b>
その他	15,960	(純 資 産 の 部)	
<b>投 資 其 他 の 資 産</b>	<b>2,145,266</b>	<b>株 主 資 本</b>	<b>484,492</b>
投資有価証券	231,585	資本金	2,195,768
敷金・差入保証金	1,563,690	資本剰余金	1,887,556
破産更生債権等	12,549	利益剰余金	△ 3,555,590
長期前払費用	287,746	自己株式	△ 43,241
建設協力金	61,970	<b>其 他 の 包 括 利 益 累 計 額</b>	<b>△ 50,552</b>
その他	205	その他有価証券評価差額金	△ 50,552
貸倒引当金	△ 12,480		
<b>資 産 合 計</b>	<b>12,245,936</b>	<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	<b>12,245,936</b>

注記 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

(自 2021年3月1日  
至 2022年2月28日)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	13,814,653
売 上 原 価	10,991,540
<b>売 上 総 利 益</b>	<b>2,823,113</b>
<b>販 売 費 及 び 一 般 管 理 費</b>	<b>3,171,873</b>
<b>営 業 損 失</b>	<b>348,760</b>
<b>営 業 外 収 益</b>	<b>8,811</b>
受 取 利 息	98
受 取 配 当 金	2,468
助 成 金 収 入	1,000
投 資 有 価 証 券 売 却 益	1,374
雑 収 入	3,871
<b>営 業 外 費 用</b>	<b>124,679</b>
支 払 利 息	70,528
資 金 調 達 費 用	26,961
株 式 交 付 費	19,316
雑 損 失	7,872
<b>経 常 損 失</b>	<b>464,627</b>
<b>特 別 損 失</b>	<b>39,017</b>
固 定 資 産 除 却 損	39,017
<b>税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失</b>	<b>503,645</b>
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	6,031
<b>当 期 純 損 失</b>	<b>509,676</b>
<b>親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失</b>	<b>509,676</b>

注記 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(自 2021年3月1日  
至 2022年2月28日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	1,945,290	1,637,078	△3,154,858	△43,183	384,327
誤謬の訂正による 累積的影響額			108,944		108,944
遡及処理後当期首残高	1,945,290	1,637,078	△3,045,913	△43,183	493,272
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行	250,477	250,477			500,955
親会社株主に帰属する 当期純損失			△509,676		△509,676
自己株式の取得				△58	△58
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)					
当 期 変 動 額 合 計	250,477	250,477	△509,676	△58	△8,779
当 期 末 残 高	2,195,768	1,887,556	△3,555,590	△43,241	484,492

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利益 累計額合計	
当 期 首 残 高	21,315	21,315	405,643
誤謬の訂正による 累積的影響額			108,944
遡及処理後当期首残高	21,315	21,315	514,588
当 期 変 動 額			
新 株 の 発 行			500,955
親会社株主に帰属する 当期純損失			△509,676
自己株式の取得			△58
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	△71,868	△71,868	△71,868
当 期 変 動 額 合 計	△71,868	△71,868	△80,648
当 期 末 残 高	△50,552	△50,552	433,939

注記 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2022年4月14日

株式会社さいか屋  
取締役会御中

監査法人アヴァンティア

東京都千代田区

指 定 社 員 公認会計士 戸 城 秀 樹  
業 務 執 行 社 員  
指 定 社 員 公認会計士 橋 本 剛  
業 務 執 行 社 員

## 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社さいか屋の2021年3月1日から2022年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社さいか屋及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

◆ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

◆ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

◆ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

◆ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

◆ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

◆ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

貸借対照表

(2022年2月28日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
<b>資産合計</b>	<b>11,934,694</b>	<b>負債合計</b>	<b>11,618,225</b>
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2,284,497	流動負債	2,483,689
現金及び預金	1,353,317	買掛金	945,252
売掛金	425,134	未払金	4,345
商貯蔵	301,468	未払法人税等	15,749
前払費用	43,161	未払費用	111,764
未収金	18,107	商品受取引当金	397,524
その他	112,161	預り金	164,684
	31,146	賞与引当金	138,583
		商品券回収引当金	13,114
固定資産	9,650,197	ポインツ引当金	635,320
有形固定資産	7,547,345	その引当金	28,306
建設物	1,704,606	その引当金	29,044
器具及び備品	1,237,547	<b>固定負債</b>	<b>9,134,536</b>
土地	29,289	長期借入金	8,625,000
リース資産	4,563,475	退職給付引当金	9,806
無形固定資産	12,427	退職給付引当金	274,628
ソフトウェア	15,960	資産除去債務	163,816
投資その他の資産	15,960	預り金	32,109
投資有価証券	2,086,891	預り保証金	29,175
関係会社株	225,007	<b>純資産合計</b>	<b>316,469</b>
破産更生債権	26,077	(純資産の部)	
敷差入金保証金	12,549	株主資本	367,022
長期前払費用	159,700	資本剰余金	2,195,768
建設協力の他	1,326,114	資本準備金	1,860,578
貸倒引当金	287,746	その他資本剰余金	1,219,946
	61,970	利益剰余金	640,632
	205	その他利益剰余金	△3,646,083
	△12,480	固定資産圧縮積立金	△3,646,083
		繰越利益剰余金	196,141
		自己株式	△3,842,224
		評価・換算差額等	△43,241
		その他有価証券評価差額金	△50,552
<b>資産合計</b>	<b>11,934,694</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>11,934,694</b>

注記 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書  
(自 2021年 3月 1日)  
(至 2022年 2月 28日)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	13,314,561
テナント及び手数料収入	486,075
売 上 原 価	10,909,249
テナント収入原価	167,886
<b>売 上 総 利 益</b>	<b>2,723,500</b>
<b>販 売 費 及 び 一 般 管 理 費</b>	<b>3,074,972</b>
<b>営 業 損 失</b>	<b>351,471</b>
<b>営 業 外 収 益</b>	<b>8,152</b>
受取利息及び配当金	2,477
助成金収入	1,000
商品券等整理益	844
投資有価証券売却益	1,374
雑収入	2,455
<b>営 業 外 費 用</b>	<b>124,667</b>
支払利息	70,528
資金調達費用	26,961
株式交付費	19,316
雑損失	7,860
<b>経 常 損 失</b>	<b>467,986</b>
<b>特 別 損 失</b>	<b>39,017</b>
固定資産除却損	39,017
<b>税 引 前 当 期 純 損 失</b>	<b>507,004</b>
法人税、住民税及び事業税	4,178
<b>当 期 純 損 失</b>	<b>511,183</b>

注記 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(自 2021年3月1日)  
(至 2022年2月28日)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	
		資 本 準 備 金	そ の 他 剰 余 金	資 本 剰 余 金 計	そ の 他 利 益 剰 余 金	
					固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金
当 期 首 残 高	1,945,290	969,469	640,632	1,610,101	212,324	△3,456,169
誤 謬 の 訂 正 に よ る 累 積 的 影 響 額						108,944
遡 及 処 理 後 当 期 首 残 高	1,945,290	969,469	640,632	1,610,101	212,324	△3,347,225
当 期 変 動 額						
新 株 の 発 行	250,477	250,477		250,477		
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 の 取 崩					△16,183	16,183
当 期 純 損 失						△511,183
自 己 株 式 の 取 得						
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)						
当 期 変 動 額 合 計	250,477	250,477	—	250,477	△16,183	△494,999
当 期 末 残 高	2,195,768	1,219,946	640,632	1,860,578	196,141	△3,842,224

	株 主 資 本			評 価 ・ 換 算 差 額 等	純 資 産 合 計
	利 益 剰 余 金 計	自 己 株 式	株 主 資 本 計	そ の 他 有 価 値 差 額	
	利 益 剰 余 金 合 計				
当 期 首 残 高	△3,243,845	△43,183	268,363	21,315	289,679
誤 謬 の 訂 正 に よ る 累 積 的 影 響 額	108,944		108,944		108,944
遡 及 処 理 後 当 期 首 残 高	△3,134,900	△43,183	377,308	21,315	398,623
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行			500,955		500,955
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 の 取 崩	—		—		—
当 期 純 損 失	△511,183		△511,183		△511,183
自 己 株 式 の 取 得		△58	△58		△58
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)				△71,868	△71,868
当 期 変 動 額 合 計	△511,183	△58	△10,286	△71,868	△82,154
当 期 末 残 高	△3,646,083	△43,241	367,022	△50,552	316,469

注記 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2022年4月14日

株式会社さいか屋  
取締役会御中

監査法人アヴァンティア

東京都千代田区

指定社員 公認会計士 戸城 秀樹

業務執行社員

指定社員 公認会計士 橋本 剛

業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社さいか屋の2021年3月1日から2022年2月28日までの第90期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ◆ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
  - ◆ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
  - ◆ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
  - ◆ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
  - ◆ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年3月1日から2022年2月28日までの第90期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及びその結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じ説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

##### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人、監査法人アヴァンティアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

##### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人、監査法人アヴァンティアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年4月14日

株式会社さいか屋 監査役会

常勤監査役 稲毛 悟 ㊟  
監査役 原 光 宏 ㊟  
監査役 森 勇 ㊟

(注) 監査役原光宏及び森勇は、「会社法」第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 定款一部変更の件

#### 1. 提案の理由

- (1) 当社の今後の幅広い事業展開に備え、機動的に対応することを可能とするため、現行定款第2条（目的）につきまして、事業目的の追加を行うものであります。
- (2) 取締役会の監査・監督機能の一層の強化とガバナンスの更なる充実を図るとともに、権限委譲による迅速な意思決定と業務執行により、経営の公正性、透明性及び効率性を高めるため、監査等委員会設置会社へと移行いたしたく、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。
- (3) 当社の親会社である株式会社AFC-HDアムスライフサイエンスの決算に連動させ、今後の経営計画の策定及び連結決算、その他の経営情報の円滑化、並びにグループ経営の効率化等を図るため、当社の事業年度を「毎年9月1日から翌年8月末日までの1年間」へ変更することに伴い、現行定款第13条及び第50条並びに第51条につき、所要の変更を行い、経過措置として附則を新設するものであります。
- (4) 中間配当を可能にするため、変更後定款第46条を新設するものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

(下線部分は変更箇所)

現行定款	変更案
第1章 総 則	第1章 総 則
(商 号) 第1条 (条文省略)	(商 号) 第1条 (現行どおり)
(目 的) 第2条 当社は、次の業務を営むことを目的とする。 1. ～3. (条文省略)	(目 的) 第2条 当社は、次の業務を営むことを目的とする。 1. ～3. (現行どおり)
4. <u>旅行業に関する業務、各種興業、広告および広告代理業、遊技場、スポーツ施設、文化教室、駐車場の経営</u>	4. 旅行業に関する業務、各種興業、広告および広告代理業

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>5. ～24. (条文省略)</p> <p>第3条～第12条 (条文省略)</p> <p>(招集の時期)</p> <p>第13条 当会社の定時株主総会は、毎年5月これを招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。</p> <p>第14条～第22条 (条文省略)</p> <p>(定 員)</p> <p>第23条 当会社の取締役は10名以内とし、株主総会において選任する。</p> <p>(新設)</p> <p>(選 任)</p> <p>第24条 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。取締役の選任は累積投票によらないものとする。</p>	<p>5. <u>カラオケボックス、ホテル、サウナ、公衆浴場、ゲームセンター、遊技場、スポーツ施設、文化教室、駐車場の経営</u></p> <p>6. ～25. (現行どおり)</p> <p>第3条～第12条 (現行どおり)</p> <p>(招集の時期)</p> <p>第13条 当会社の定時株主総会は、毎年11月これを招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。</p> <p>第14条～第22条 (現行どおり)</p> <p>(定 員)</p> <p>第23条 当会社の取締役 (<u>監査等委員である者を除く。)</u>は10名以内とし、株主総会において選任する。</p> <p><u>2 監査等委員である取締役は3名以内とし、株主総会において選任する。</u></p> <p>(選 任)</p> <p>第24条 取締役の選任決議は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して</u>、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。取締役の選任は累積投票によらないものとする。</p>

現行定款	変更案
<p>(任期) 第25条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (新設)</p> <p>(取締役会) 第26条 取締役会は、法令または定款の定める事項のほか、業務執行に関する重要事項を決定する。 (新設)</p> <p>(取締役会の招集および議長) 第27条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に支障あるときは、取締役会の決議をもってあらかじめ定めた順位により他の取締役がこれに代わる。前項の招集の通知は、各取締役および各監査役に対し会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。 (新設)</p>	<p>(任期) 第25条 取締役(監査等委員である者を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 <u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>3 補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(業務執行の決定の委任) 第26条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>(取締役会の招集および議長) 第27条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に支障あるときは、取締役会の決議をもってあらかじめ定めた順位により他の取締役がこれに代わる。前項の招集の通知は、各取締役に対し会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。 <u>2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(取締役会の決議および議事録)</p> <p>第28条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その取締役の過半数をもって行う。取締役会の議事は、その要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は議事録に記載し、議長ならびに出席した取締役および監査役が記名押印して、これを会社に保存する。</p> <p>第29条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第30条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>第31条 (条文省略)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第32条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第33条～第34条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会</p> <p>(監査役および監査役会の設置)</p> <p>第35条 当社は監査役および監査役会を置く。</p> <p>(定員)</p> <p>第36条 当社の監査役は4名以内とし、株主総会において選任する。</p>	<p>(取締役会の決議および議事録)</p> <p>第28条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その取締役の過半数をもって行う。取締役会の議事は、その要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は議事録に記載し、議長ならびに出席した取締役が記名押印して、これを会社に保存する。</p> <p>第29条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第30条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>第31条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第32条 取締役の報酬等は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第33条～第34条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p>

現行定款	変更案
<p>(選任)</p> <p>第37条 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	(削除)
<p>(任期)</p> <p>第38条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	(削除)
<p>(常勤監査役)</p> <p>第39条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</p>	(削除)
<p>(監査役会)</p> <p>第40条 監査役会は、法令または定款に定める事項のほか、監査役の権限の行使を妨げない範囲で、監査役の職務執行に関する事項を決定する。</p>	(削除)
<p>(監査役会の招集)</p> <p>第41条 監査役会の招集の通知は、各監査役に対し会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。</p>	(削除)
<p>(監査役会の決議および議事録)</p> <p>第42条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。監査役会の議事は、その要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項を議事録に記載し、出席した監査役が記名押印して、これを会社に保存する。</p>	(削除)

現行定款	変更案
<p><u>(監査役の報酬等)</u> 第43条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(監査役の実任免除)</u> 第44条 当社は、会社法第426条第1項の規程により、取締役会の決議によって任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(監査役との間の責任限定契約)</u> 第45条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第5章 監査等委員会</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会の設置)</u> 第35条 当社は監査等委員会を置く。</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(常勤の監査等委員)</u> 第36条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会の招集通知)</u> 第37条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第6章 会 計 監 査 人</p> <p>第46条～第48条 (条文省略)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第49条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p> <p>第7章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第50条 当社の事業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までとする。</p>	<p>(監査等委員会の決議および議事録)</p> <p>第38条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めのある場合を除き、監査等委員の過半数が出席し、その監査等委員の過半数をもって行う。監査等委員会の議事は、その要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項を議事録に記載し、出席した監査等委員が記名押印して、これを会社に保存する。</p> <p>(監査等委員会規則)</p> <p>第39条 監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</p> <p>第6章 会 計 監 査 人</p> <p>第40条～第42条 (現行どおり)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第43条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p> <p>第7章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第44条 当社の事業年度は、毎年9月1日から翌年8月末日までとする。</p>

現行定款	変更案
<p>(期末配当金)</p> <p>第51条 当社は株主総会の決議によって、毎年2月末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当(以下「利益配当金」という。)を支払う。</p> <p>2 利益配当金が、支払い開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払を免れる。</p> <p>3 未払いの利益配当金には利息をつけない。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(期末配当金)</p> <p>第45条 当社は株主総会の決議によって、毎年8月末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当(以下「利益配当金」という。)を支払う。</p> <p>2 利益配当金が、支払い開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払を免れる。</p> <p>3 未払いの利益配当金には利息をつけない。</p> <p>(中間配当)</p> <p>第46条 当社は、取締役会の決議によって、毎年2月末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p>附則</p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>第1条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、第90期定時株主総会終結前に任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2 会社法第427条第1項の規定により、第90期定時株主総会終結前に任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を限定する契約については、なお、従前の例による。</p> <p>(事業年度変更に関する経過措置)</p> <p>第2条 変更後定款第44条の規定に関わらず、当社の第91期の事業年度は、2022年3月1日から2022年8月末日までの6か月間とする。</p> <p>2 本条は、第91期の事業年度の経過をもって削除する。</p>

**第2号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、現在の取締役全員（7名）は本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の 普通株式の数
1	あさ やま ただ ひこ 浅山忠彦 (1942年4月29日生) <b>新任</b>	1969年6月 あさやま商事創業 1980年12月 味王食品株式会社(現株式会社AFC-HDアムスライフサイエンス)設立 代表取締役就任 1993年8月 株式会社エーエフシー設立 取締役就任 2002年8月 同代表取締役会長就任(現任) 2003年9月 株式会社AFC-HDアムスライフサイエンス代表取締役会長就任 2016年11月 同永世名誉会長就任(現任)	648,600株
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b> 当社の親会社である株式会社AFC-HDアムスライフサイエンスの創業者であります。当社に対するAFC-HDグループの支援体制を一層強固にすることにより、経営体制の強化を図り、持続的成長と企業価値の向上を目指すことができる人材として判断し、取締役候補者いたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の 普通株式の数
2	やまのいてるお 山 野 井 輝 夫 (1954年8月27日生) 再任	1979年4月 森谷健康食品株式会社入社 2011年9月 株式会社エーエフシー入社 2011年9月 同取締役百貨店事業担当 2011年10月 同専務取締役百貨店事業担当 2016年6月 当社関連事業部長 2017年4月 同営業開発部長 2017年5月 同執行役員営業開発部長 2017年8月 同執行役員営業企画部長 2018年7月 株式会社エーエフシー取締役新規開発事業担当 2022年1月 当社取締役社長兼社長執行役員（現任）	3,900株
<b>【取締役候補者とした理由】</b> 株式会社AFC-HDアムスライフサイエンスのグループ会社である株式会社エーエフシーにおいて、長年、同社の百貨店事業担当取締役を担い、新規開発事業の担当取締役も務めておりました。こうした経歴を通じて得た幅広い見識は、当社の百貨店事業の新たな成長戦略の推進に寄与するとともに、当社の企業価値向上と持続的成長に貢献できる人材として適任であると判断し、取締役候補者といたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の 普通株式の数
3	<p>わき た あつ ろう 脇 田 篤 朗 (1960年7月9日生) 再任</p>	<p>1983年4月 当社入社 2009年5月 同川崎店次長 2010年3月 同川崎店長 2012年4月 同藤沢店長 2014年3月 同横須賀店長 2016年5月 同執行役員横須賀店長 2017年12月 同執行役員藤沢店長 2018年6月 同業務本部付執行役員 2019年3月 同執行役員MD統括部食品部長 2021年5月 同取締役執行役員横須賀店長 2022年4月 同取締役執行役員営業本部長兼横須賀店長(現任)</p>	2,000株
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b> 当社において、川崎店、横須賀店、藤沢店の店長を歴任しております。こうした経歴を通じて得た営業部門での豊富な経験は、当社の企業価値向上と持続的成長に貢献できる人材として適任であると判断し、取締役候補者といたしました。</p>			
4	<p>た なか たけ ひろ 田 中 雄 大 (1965年9月15日生) 再任</p>	<p>1989年4月 当社入社 2012年9月 同藤沢店長代理 2013年6月 同町田ジョルナ店長 2014年3月 同藤沢店長 2016年5月 同執行役員藤沢店長 2017年4月 同執行役員川崎店長 2018年6月 同執行役員藤沢店長 2021年5月 同取締役執行役員藤沢店長 2022年4月 同取締役執行役員営業副本部長兼藤沢店長(現任)</p>	1,500株
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b> 当社において、町田店、川崎店、藤沢店の店長を歴任しております。こうした店長職を通じて得た現場ならではの豊富な経験は、当社の営業力強化の推進に必要不可欠であり、これを発揮することにより、当社の企業価値向上と持続的成長を力強く推進できる人材と判断し、取締役候補者といたしました。</p>			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の 普通株式の数
5	なかの こうじ 中野宏治 (1968年6月18日生) 再任	1991年4月 当社入社 2014年4月 同経営企画部部長代理 2017年5月 同MD企画計画部長 2019年8月 同営業計画部長 2020年5月 同執行役員営業本部副本部長兼営業計画部長 2021年2月 同執行役員営業本部副本部長兼営業企画部長 2021年5月 同取締役執行役員営業本部副本部長兼営業企画部長 2022年4月 同取締役執行役員管理本部長 (現任)	2,200株
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b>            当社において、経営企画部、MD企画計画部、営業計画部の要職を歴任しております。こうした経歴を通じて得た、当社の営業部門・後方部門の両面に精通する幅広い見識は、当社の企業価値向上と持続的成長に貢献できる人材として適任であると判断し、取締役候補者といたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の 普通株式の数
6	<p style="text-align: center;">あさ やま たけ ひこ 浅山雄彦 (1968年12月7日生) <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</span></p>	<p>1999年8月 株式会社ディーパプレゼンテーション入社</p> <p>2001年4月 株式会社AFC-HDアムスライフサイエンス入社</p> <p>2001年7月 同取締役営業企画部長</p> <p>2002年3月 同専務取締役営業本部長</p> <p>2003年9月 同代表取締役社長</p> <p>2005年11月 株式会社けんこうTV代表取締役社長</p> <p>2006年11月 株式会社日本予防医学研究所代表取締役社長</p> <p>2009年6月 株式会社エーエフシー代表取締役社長</p> <p>2016年3月 本草製薬株式会社代表取締役社長(現任)</p> <p>2019年5月 杭州永遠愛生物科技有限公司董事長(現任)</p> <p>2021年5月 当社取締役(現任)</p> <p>2021年11月 株式会社AFC-HDアムスライフサイエンス代表取締役会長(現任)</p>	0株
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b></p> <p>長年にわたり、株式会社AFC-HDアムスライフサイエンス及びグループ会社の代表取締役を歴任し、強いリーダーシップに基づき経営を統括し、取締役としての職責を果たしています。これらの経験と知見は当社の企業価値向上と持続的成長に資するものと判断し、取締役候補者といたしました。</p>			

- 注記
1. 浅山忠彦氏は親会社である株式会社AFC-HDアムスライフサイエンスの創業者であります。
  2. 浅山雄彦氏は親会社である株式会社AFC-HDアムスライフサイエンスの代表取締役会長であります。
  3. その他の候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
  4. これまで当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しておりましたが、2022年4月をもって当該契約は終了しており、今後についても当面の間、契約をしない予定であります。

### 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の 普通株式の数
1	稲毛 悟 (1956年3月1日生) 新任	1974年4月 当社入社 2009年9月 同内部監査室兼経理部グループマネージャー 2010年3月 同経理部グループ長 2014年4月 同経理部部長代理 2015年5月 同補欠監査役 2016年5月 同常勤監査役(現任)	4,000株
<p><b>【監査等委員である取締役候補者とした理由】</b>            当社の経理部門での実務経験が豊富であり、専門的見識を踏まえた妥当性や適正性の見地から、監査等委員である取締役として適任と判断しました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の 普通株式の数
2	<p style="text-align: center;">もり いさむ 森 勇 (1948年2月23日生) <b>新任</b></p>	<p>1978年8月 ドイツ、レーゲンスブルク大学法学部研究助手</p> <p>1984年4月 獨協大学法学部専任講師</p> <p>1985年4月 獨協大学法学部助教授</p> <p>1989年4月 獨協大学法学部教授</p> <p>1999年2月 弁護士登録（東京弁護士会所属）</p> <p>1999年2月 コモンズ綜合法律事務所入所（現任）</p> <p>2000年4月 獨協大学国際交流センター所長</p> <p>2004年4月 中央大学大学院法務研究教授</p> <p>2006年6月 東洋水産株式会社社外監査役（現任）</p> <p>2010年5月 当社補欠監査役</p> <p>2011年5月 当社社外監査役（現任）</p>	0株
<p><b>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</b>            大学院法務研究科の元教授であり、弁護士でもあることから、直接会社経営に関与された経験はございませんが、企業法務等に関する知見を生かした専門的見地から、貴重かつ適切な意見を当社の取締役会に反映していただくためであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の 普通株式の数
3	須賀一也 (1957年2月12日生) 新任	1980年10月 監査法人サンワ東京丸の内事務所（現有限責任監査法人トーマツ）入所 1984年3月 公認会計士開業登録 1992年10月 須賀公認会計士事務所代表（現任） 2000年4月 監査法人ネクスティ代表社員（現任） 2015年5月 当社社外取締役（現任） 2021年11月 オリエンタル機鋼株式会社社外取締役（現任）	0株
<b>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</b> 公認会計士・税理士の資格を有しており、財務および会計に関する知見を生かした専門的見地から、貴重かつ適切な意見を当社の取締役会に反映していただくためであります。			

- 注記1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 監査等委員である取締役候補者のうち、森勇、須賀一也の両氏はそれぞれ会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
3. 当社は森勇、須賀一也の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
4. 須賀一也氏の当社社外取締役在任期間は、本総会の終結の時をもって7年となります。
5. 監査等委員である取締役の候補者の選任が承認された場合には、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社と森勇、須賀一也の両氏との間で会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額としております。
6. これまで当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しておりましたが、2022年4月をもって当該契約は終了しており、今後についても当面の間、契約をしない予定であります。

(ご参考)

「当社の社外取締役選任方針」

1. 社外取締役の役割ならびに選任について  
 当社が求める社外取締役の役割は、経営監視機能の強化と取締役の職務執行に対する取締役会の監督・助言・提言により、コーポレートガバナンスの強化を図り、グループの企業価値・株主共同の利益の継続的な向上を目指すことにあります。  
 なお、その選任にあたりましては、会社法に準拠した上で、以下の適性を考慮し、総合的に判断しております。
    - ① 社外取締役候補者は人格、見識に優れた人材であること
    - ② 社外取締役候補者は、会社経営、法曹、行政、会計、教育などの分野で指導的役割を務めた者又は政策決定レベルの経験を有する者であること
    - ③ 社外取締役候補者は、社会、経済動向などに関する高い見識に基づく客観的かつ専門的な視点を有する者であること
    - ④ 社外取締役候補者は、取締役会等の会議において、率直に疑問を呈し、議論を行い、再調査、継続審議、議案への反対等の提案を行うことができる精神的独立性を有するものであること
  2. 社外取締役の独立性について  
 当社の社外取締役が、当社の一般株主との間に利益相反を生じざるおそれのない独立役員であるためには、以下のいずれかに該当するものであってはならない
    - ① 当社グループを主要な取引先とする者
    - ② 当社グループを主要な取引先とする会社の業務執行取締役、執行役、執行役員又は支配人その他の使用人である者
    - ③ 当社グループの主要な取引先である者
    - ④ 当社グループの主要な取引先である会社の業務執行取締役、執行役、執行役員又は支配人その他の使用人である者
    - ⑤ 当社グループから役員報酬以外に、一定額を超える金銭その他の財産上の利益を受けている弁護士、公認会計士、税理士又はコンサルタント等
    - ⑥ 当社の10%以上の議決権を保有する株主又はその取締役等でないこと
    - ⑦ 当社グループが10%以上の議決権を保有する会社の取締役等でないこと
    - ⑧ 当社グループから一定額を超える金銭その他の財産上の利益を受けている法律事務所、監査法人、税理士法人又はコンサルティング・ファーム等の法人、組合等の団体に所属する者
    - ⑨ 当社グループから一定額を超える寄付又は助成を受けている者
    - ⑩ 当社グループから一定額を超える寄付又は助成を受けている法人、組合等の団体の理事その他の業務執行者である者
    - ⑪ 当社グループの業務執行取締役、常勤監査役が他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している場合において、当該他の会社の業務執行取締役、執行役、執行役員又は支配人その他の使用人である者
    - ⑫ 上記①～⑪に過去3年間に於いて該当していた者
    - ⑬ 上記①～⑪に該当する者が重要な者である場合において、その者の配偶者又は二親等以内の親族
    - ⑭ 当社又は当社の子会社の取締役、執行役、執行役員若しくは支配人その他の重要な使用人である者の配偶者又は二親等以内の親族
- (注) 1 ①及び②において、「当社の主要な取引先とする者（又は会社）」とは、「直近事業年度におけるその者（又は会社）の年間連結売上高の2%以上の支払いを当社から受けた者（又は会社）」をいう。  
 2 ③及び④において、「当社の主要な取引先である者（又は会社）」とは、「直近事業年度における当社の年間連結売上高の2%以上の支払いを当社におこなっている者（又は会社）、直近事業年度末における当社の連結総資産の2%以上の額を当社に融資している者（又は会社）」をいう。  
 3 ⑤、⑧、⑨及び⑩において、「一定額」とは「年間1,000万円」であることをいう。

#### 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件

当社の取締役の報酬等の限度額は、1988年5月26日開催の第56期定時株主総会において、15,000千円（月額）以内と決議いただき今日に至っておりますが、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、現在の取締役の報酬額に関する定めを廃止し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を今までと同額の15,000千円（月額）以内と定めること及び取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する具体的な金額、支給時期等の決定は取締役会決議によるものとしたたく存じます。

本議案は、世間水準、従業員給与とのバランス、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務及び人材確保等を勘案の上、必要かつ合理的な範囲で取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬枠を決定するものであり、相当であると判断しています。第2号議案が原案どおり承認可決されまると、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は6名となります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとしたします。

### 第5号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

当社は第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役の報酬等の額を、監査等委員の職務と責任を考慮して、1,500千円（月額）以内と定めること及び各監査等委員である取締役に対する具体的な金額、支給時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとしたしたく存じます。

本議案は、世間水準、監査等委員である取締役の職責、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額の水準及び人材確保等を勘案の上、必要かつ合理的な範囲で監査等委員である取締役の報酬を決定するものであり、相当であると判断しています。

第3号議案が原案どおり承認されますと、監査等委員である取締役は3名となります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとしたします。

以上

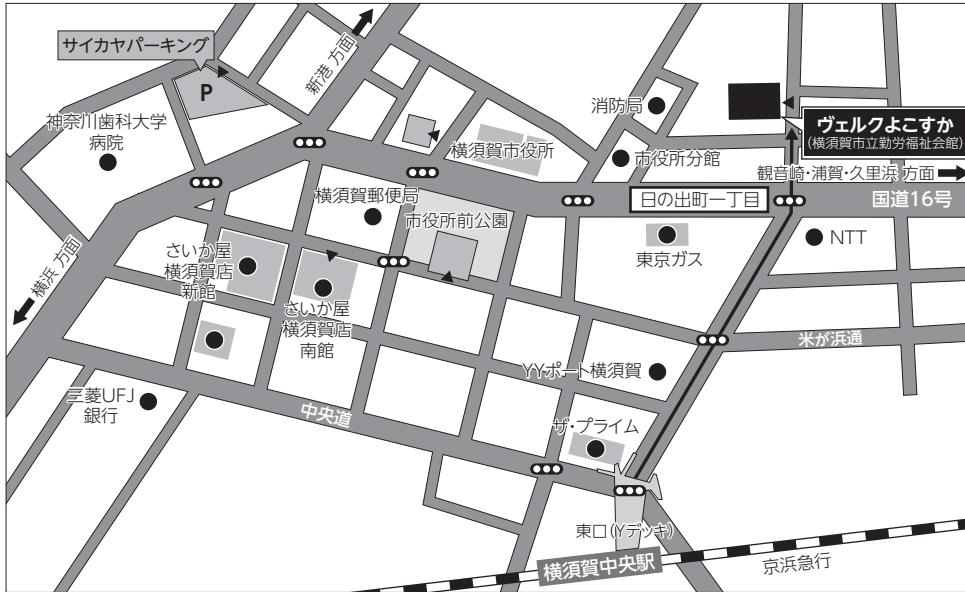


# 株主総会会場ご案内図

----- 会場 -----

**ヴェルクよこすか（横須賀市立勤労福祉会館） 6階ホール**  
〒238-0006 神奈川県横須賀市日の出町1丁目5番地

※開催場所が前年と異なっておりますので、お間違いのないようご注意ください。



交通アクセス/京浜急行 横須賀中央駅 東口より徒歩約6分

※ 当会場には駐車場のご用意がございませんので、お越しの際は、電車、バスをご利用ください。

なお、サイカヤパーキングはご利用いただくことができます。ご利用の株主様は駐車券を株主総会受付にご提示ください。駐車料金を5時間まで無料とさせていただきます。(サイカヤパーキングから株主総会会場までは徒歩約11分)

**UD FONT**

見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。